

様式第11号 (第5面)

協定対象派遣労働者の賃金額を記入 (対象者がいない場合は空欄)

② 日雇派遣労働者の業務別派遣料金及び賃金

	日雇派遣労働者の派遣料金 (1日(8時間当たり)の額)	日雇派遣労働者の賃金 (1日(8時間当たり)の額)	
		日雇派遣労働者	協定対象派遣労働者
全業務平均	21,500	18,000	18,000
4-1 情報処理システム開発	30,000	20,000	20,000
4-2 機械設計			
4-3 事務用機			
4-4 通訳、翻	令第4条以外の業務も含む派遣料金の平均 (小数点以下四捨五入) 「令第4条に該当しない日雇派遣のみ」 の場合は、全業務平均のみ記入	令第4条以外の業務も含む賃金の平均 (小数点以下四捨五入) 「令第4条に該当しない日雇派遣のみ」 の場合は、全業務平均のみ記入	
4-5 秘書			
4-6 ファイ			
4-7 調査			
4-8 財務			
4-9 貿易			
4-10 デモンストレーション			
4-11 添乗			
4-12 受付・案内			
4-13 研究開発			
4-14 事業の実施体制の企画、立案			
4-15 書籍等の制作・編集			
4-16 広告デザイン			
4-17 OAインストラクション			
4-18 セールスエンジニアの営業、金融商品の営業			
4-19 看護業務			

(10) マージン率等の情報提供の状況

提供方法	該当する各欄に「○」を記載
インターネット	○
書類の備付け	
その他 ()	

(提供方法は複数選択可)

マージン率等については、原則として、インターネットの利用による情報提供が必要となります。【労働者派遣法施行規則第18条の2第1項、派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針第2の16】